

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第 7 条～第 11 条の 4 (略)</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第 12 条 第 9 種接続装置又は第 12 種接続装置 (料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料) に規定するものをいい、第 12 種接続装置にあってはプラン A 又はプラン C に係るものに限ります。) に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(国際アウトローミング接続)</p> <p>第 12 条の 2 ビジネス mopera 契約者 (第 1 種接続装置、第 11 種接続装置及び第 12 種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。) は、5 G サービス契約約款、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点 (当社が定めるものを除きます。) との間で通信を行うことができます。</p> <p>2 ビジネス mopera 契約者 (第 12 種接続装置 (プラン B に係るものに限ります。) に係る契約者を除きます。) は、前項に規定する通信を行うときは、当社の指定する方法により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 13 条～第 23 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 通信</p> <p>(通信の条件等)</p> <p>第 39 条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前 5 項の規定によるほか、第 12 種接続装置に係る専用回線等接続サービス及び S M S 送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 第 12 種接続装置 (プラン A 又はプラン C に係るものに限ります。) に接続された専用回線等に係る接続点又は S M S 送信機能に係る電気通信設備から 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができます。</p> <p>(2) 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から第 12 種接続装置 (プラン B 又はプラン C に係るものに限ります。) に接続された専用回線等に係る接続点へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 39 条の 2～第 40 条 (略)</p> <p>第 9 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 その他のサービス</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第 7 条～第 11 条の 4 (略)</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第 12 条 第 9 種接続装置又は第 12 種接続装置 (料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料) に規定するものをいいます。以下同じとします。) に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(国際アウトローミング接続)</p> <p>第 12 条の 2 ビジネス mopera 契約者 (第 1 種接続装置、第 11 種接続装置及び第 12 種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。) は、5 G サービス契約約款、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点 (当社が定めるものを除きます。) との間で通信を行うことができます。</p> <p>2 ビジネス mopera 契約者は、前項に規定する通信を行うときは、当社の指定する方法により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 13 条～第 23 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 通信</p> <p>(通信の条件等)</p> <p>第 39 条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前 5 項の規定によるほか、第 12 種接続装置に係る専用回線等接続サービス及び S M S 送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 専用回線等に係る接続点又は S M S 送信機能に係る電気通信設備から 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 39 条の 2～第 40 条 (略)</p> <p>第 9 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 その他のサービス</p>

第 63 条～第 64 条 (略)

(ショートコードの発行)

第 65 条 ビジネス mopera 契約者 (第 12 種接続装置 (プラン B 又はプラン C に係るものに限ります。) に係る契約者に限ります。以下、この条において同じとします。) は、5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を、当社が別に定めるところにより、ショートコード (ビジネス mopera 契約者からの請求により当社が付与した数字をいいます。以下同じとします。) を使用して行うことができます。

2 ビジネス mopera 契約者は、ショートコードの発行を請求するときは、当社の指定する方法により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

3 ビジネス mopera 契約者は、前項の規定によりショートコードの発行を受けたときは、料金表第 1 表第 4 (手続きに関する料金) に規定するショートコード発行手数料の支払いを要します。

(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

- 第 1 接続装置使用料
- 1 適用

接続装置使用料の適用									
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ～ (サ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(シ) 第 12 種接続装置 (SMS センターサービス)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間でショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	(ア) ～ (サ) (略)	(略)	(シ) 第 12 種接続装置 (SMS センターサービス)	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間でショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの		
	種類	内容							
	(ア) ～ (サ) (略)	(略)							
(シ) 第 12 種接続装置 (SMS センターサービス)	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間でショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの								
イ～ツ (略)									
	テ 第 12 種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン A (SMS センタープッシュ)</td> <td>契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) に限り行うことができるようにするもの</td> </tr> <tr> <td>プラン B (SMS センターアップ)</td> <td>5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) に限り行うことができるようにするもの</td> </tr> <tr> <td>プラン C (SMS センタープッシュ及び SMS センター)</td> <td>プラン A 及びプラン B で定めるショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	プラン A (SMS センタープッシュ)	契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) に限り行うことができるようにするもの	プラン B (SMS センターアップ)	5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) に限り行うことができるようにするもの	プラン C (SMS センタープッシュ及び SMS センター)	プラン A 及びプラン B で定めるショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするもの
区分	内容								
プラン A (SMS センタープッシュ)	契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) に限り行うことができるようにするもの								
プラン B (SMS センターアップ)	5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) に限り行うことができるようにするもの								
プラン C (SMS センタープッシュ及び SMS センター)	プラン A 及びプラン B で定めるショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするもの								

第 63 条～第 64 条 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

- 第 1 接続装置使用料
- 1 適用

接続装置使用料の適用							
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ～ (サ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(シ) 第 12 種接続装置 (SMS センタープッシュ)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	(ア) ～ (サ) (略)	(略)	(シ) 第 12 種接続装置 (SMS センタープッシュ)	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの
	種類	内容					
	(ア) ～ (サ) (略)	(略)					
(シ) 第 12 種接続装置 (SMS センタープッシュ)	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの						
イ～ツ (略)							

アップ)

ト 第 12 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数並びに第 12 種接続装置（プラン B 又はプラン C に係るものに限ります。）の接続装置を介して受信されたショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。

ナ～ニ（略）

ヌ ニに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表（略）

ネ～ハ（略）

2 料金額  
 2-1~2-9（略）  
 2-10 第 12 種接続装置に係るもの

区 分			単 位	料 金 額（月額）
				次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	基本額	高速デジタル接続用のもの又はイーサネット接続用のもの	1 専用回線等ごとに	16,000 円 (17,600 円)
		インターネット接続用のもの	1 契約ごとに	41,000 円 (45,100 円)
	加算額	プラン A 又はプラン C に係るもの	1 契約者識別番号ごとに	75 円 (82.5 円)
		プラン B 又はプラン C に係るもの	1 契約ごとに	30,000 円 (33,000 円)
			1 の文字メッセージ受信ごとに	3.0 円 (3.3 円)

2-11~2-14（略）

第 2（略）

第 3 通信料  
 1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)~(1)の 4（略）	（略）

テ 第 12 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類及び登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。

ト～ナ（略）

ニ ナに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表（略）

ヌ～ノ（略）

2 料金額  
 2-1~2-9（略）  
 2-10 第 12 種接続装置に係るもの

区 分			単 位	料 金 額（月額）
				次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	基本額	高速デジタル接続用のもの又はイーサネット接続用のもの	1 専用回線等ごとに	16,000 円 (17,600 円)
		インターネット接続用のもの	1 契約ごとに	41,000 円 (45,100 円)
	加算額		1 契約者識別番号ごとに	75 円 (82.5 円)

2-11~2-14（略）

第 2（略）

第 3 通信料  
 1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)~(1)の 4（略）	（略）

(2) 5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア 第12種接続装置（プランA又はプランCに係るものに限り。）又はSMS送信機能に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">送信1回ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 1.5 円 (税込額 1.65 円)</td> </tr> </table> <p>イ (略)</p>	料 金 額	税抜額 1.5 円 (税込額 1.65 円)
料 金 額			
税抜額 1.5 円 (税込額 1.65 円)			
(3) ~ (6) (略)	(略)		

2 (略)

第4 手続きに関する料金  
1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用											
(1) 手続きに関する料金の種別	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料金種別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 契約事務数料</td> <td>専用回線等接続契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 名義変更手数料</td> <td>専用回線等接続サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ ショートコード発行手数料</td> <td>専用回線等接続契約の第12種接続装置（プランB又はプランCに係るものに限り。）に係る契約の申込みをし、ショートコードの発行を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ その他の手数料</td> <td>その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) イ欄に規定する当社が別に定めるものは、相続等に伴う名義変更の請求とします。</p>	料金種別	内 容	ア 契約事務数料	専用回線等接続契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ 名義変更手数料	専用回線等接続サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ ショートコード発行手数料	専用回線等接続契約の第12種接続装置（プランB又はプランCに係るものに限り。）に係る契約の申込みをし、ショートコードの発行を受けたときに支払いを要する料金	エ その他の手数料	その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金種別	内 容									
	ア 契約事務数料	専用回線等接続契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
	イ 名義変更手数料	専用回線等接続サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
	ウ ショートコード発行手数料	専用回線等接続契約の第12種接続装置（プランB又はプランCに係るものに限り。）に係る契約の申込みをし、ショートコードの発行を受けたときに支払いを要する料金									
エ その他の手数料	その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
(2) ~ (4) (略)	(略)										

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1) 契約事務数料	1 契約ごとに	2,000 円(2,200 円)
(2) 名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000 円(2,200 円)

(2) 5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア 第12種接続装置又はSMS送信機能に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">送信1回ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 1.5 円 (税込額 1.65 円)</td> </tr> </table> <p>イ (略)</p>	料 金 額	税抜額 1.5 円 (税込額 1.65 円)
料 金 額			
税抜額 1.5 円 (税込額 1.65 円)			
(3) ~ (6) (略)	(略)		

2 (略)

第4 手続きに関する料金  
1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用									
(1) 手続きに関する料金の種別	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料金種別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 契約事務数料</td> <td>専用回線等接続契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 名義変更手数料</td> <td>専用回線等接続サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ その他の手数料</td> <td>その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) イ欄に規定する当社が別に定めるものは、相続等に伴う名義変更の請求とします。</p>	料金種別	内 容	ア 契約事務数料	専用回線等接続契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ 名義変更手数料	専用回線等接続サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ その他の手数料	その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金種別	内 容							
	ア 契約事務数料	専用回線等接続契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
	イ 名義変更手数料	専用回線等接続サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
	ウ その他の手数料	その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
(2) ~ (4) (略)	(略)								

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1) 契約事務数料	1 契約ごとに	2,000 円(2,200 円)
(2) 名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000 円(2,200 円)

(3) ショートコード発行手数料	1 発行ごとに	5,000 円(5,500 円)
(4) その他の手数料		別に算定する実費

第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り提供します。）において、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送することができる機能をいいます。	(1) 第12種接続装置（プランA又はプランCに係るものに限り提供します。）に係るビジネス mopera サービス及びSMS送信サービスに限り提供します。 (2) (略)
23～24 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)

附 則（令和3年3月17日経企第3020号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年3月18日から実施します。  
（経過措置）

2 この改正規定実施の際に、当社が定める専用回線等接続サービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

専用回線等接続契約 第12種接続装置（SMSセンタープッシュ）に係る契約	専用回線等接続契約 第12種接続装置（SMSセンターサービス）に係る契約 プランA（SMSセンタープッシュ）
---	--

(3) その他の手数料		別に算定する実費
-------------	--	----------

第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り提供します。）において、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送することができる機能をいいます。	(1) 第12種接続装置に係るビジネス mopera サービス及びSMS送信サービスに限り提供します。 (2) (略)
23～24 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)